

## 契約結果書（企画競争方式）

|  |   |
|--|---|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 令和5年度山口河川国道事務所管内不動産鑑定評価等業務（その1）                                   |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 中国地方整備局<br>山口河川国道事務所長 山田 直也<br><br>（山口県防府市国衙1丁目10-20） |
| 契約締結日                                    | 令和5年5月8日  |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 富士不動産鑑定 株式会社<br><br>（山口県下関市一の宮町二丁目2番15号）                          |
| 契約金額                                     | 5,494,500円<br>※消費税及び地方消費税相当額を含む。                                  |
| 予定価格                                     | 非公表<br>※消費税及び地方消費税相当額を含む。   |
| 契約した理由                                   | 別紙「契約理由書」のとおり   |
| 備考                                       | 単価契約（契約金額は予定総額）   |

# 契 約 理 由 書

(企画競争方式)

契約業者名：富士不動産鑑定株式会社

業務の名称：令和5年度山口河川国道事務所管内不動産鑑定評価等業務（その1）

契約理由：

本業務は、中国地方整備局山口河川国道事務所が行う用地取得等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。

業務の履行にあたっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であることが必要であり、標準地等の地域に精通している事が求められる。

このため、企画競争方式により企画提案を求め、業者から提出された企画提案書について、鑑定評価の実績や提案内容を総合的に評価した結果、上記業者を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、契約を行うものである。